

■ 外国証券情報 ■

東海東京証券作成

作成日： 2025年7月3日

管理コード：OL182-1-202507

<1.発行者情報>

- | | |
|--------------------------|-----------------------------------|
| (1) 発行者の名称: | 楽天グループ株式会社
Rakuten Group, Inc. |
| (2) 発行者の本店所在地: | 有価証券報告書をご参照ください |
| (3) 発行者設立の準拠法、法的地位及び設立年: | 日本会社法、株式会社、1997年 |
| (4) 決算期: | 有価証券報告書をご参照ください |
| (5) 事業の内容: | 有価証券報告書をご参照ください |
| (6) 経理の概要: | 有価証券報告書をご参照ください |
| (7) 保証を行なっている親会社に関する事項: | 該当なし |

<有価証券報告書の開示書類を閲覧するホームページ>

EDINET(Electronic Disclosure for Investors' NETwork)

『金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム』

URL: <https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>

<発行者またはこれに準ずるものにより公表されているホームページ>

URL: <https://corp.rakuten.co.jp/>

<2.証券情報>

- | | |
|---------------------|--|
| (1) 有価証券の種類及び名称: | 楽天グループ株式会社発行 8.125%
任意償還条項・任意利払繰延条項付 米ドル建永久劣後債 |
| (2) 発行地及び上場・非上場の区分: | グローバル市場、シンガポール証券取引所に上場 |
| (3) 発行日: | 2024年12月13日 |
| (4) 発行額: | 5億5,000万米ドル (2024年12月現在) |
| (5) 利率及び利払金の決定方法: | 固定金利期間:2024年12月13日から2029年12月15日まで
年率8.125%(30/360,unadjusted)

変動金利期間(5年ごとの利率改定日に利率が変更される):
①2029年12月15日から2044年12月15日まで
5年米国債利回り+4.25%(30/360, unadjusted, 前決め)
②2044年12月15日以降※
5年米国債利回り+ 5.00%(30/360, unadjusted, 前決め)
※ただし、発行日以降にS&Pが発行者に対して投資適格の格付を付与した場合、当該利率の適用開始日は2049年12月15日に延期される。なお、変更された当該利率の適用開始日については、その後の格付の変動による影響を受けない。

ただし本債券の利払繰延条項に従う。 |
| (6) 利払日: | ①固定金利期間:初回2025年6月15日、以降毎年6月、12月の15日(年2回)
②変動金利期間:初回2030年6月15日、以降毎年6月、12月の15日(年2回) |

- (7) 償還期限: 期限なし
- (8) 償還金額及び償還金の決定方法: 以下の場合に繰上償還することができます。
発行者は2029年12月15日以降のいずれかの利払日にその裁量において、事前通知を行うことにより、本債券の全部(一部は不可)を額面金額に当該繰上償還日までの経過利息を付した金額で繰上償還することができます。
また、いずれかの特別事由が発生した場合には、発行者はいつでも、本債券の全額を繰上償還することができます。
(i) 税務事由
(a) 2029年12月15日以前に税務控除事由が発生した場合には、額面金額の101%に当該繰上償還日までの経過利息を付した金額で繰上償還することができます。
(b) 2029年12月15日以降に税務控除事由が発生した場合、また源泉徴収税事由が発生した場合はいつでも、額面金額に当該繰上償還日までの経過利息を付した金額で繰上償還することができます。
(ii) 格付機関の資本性評価事由、会計事由、実質買戻事由
(a) 2029年12月15日以前に発生した場合には、額面金額の101%に当該繰上償還日までの経過利息を付した金額で繰上償還することができます。
(b) 2029年12月15日以降に発生した場合には、額面金額に当該繰上償還日までの経過利息および累積未払金額を付した金額で繰上償還することができます。
- (9) 受託会社又は預託機関: DTC、ユーロクリア、クリアストリーム
- (10) 担保又は保証に関する事項: 無担保、無保証
- (11) 他の債務との弁済順位の関係: 本債券の保有者は、発行者の清算手続き及び破産手続き等において上位債務に劣後し、発行者優先株式(発行者が今後発行した場合)及び発行者同順位証券と実質的に同順位として取り扱われ、普通株式に優先する。
- (12) 発行、支払及び償還に係る準拠法: ニューヨーク州法

＜3.証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第十五条第一項各号に掲げる場合に該当するときはその旨及びその内容＞

該当なし

※本情報は、証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令に従って作成されたものであり、当該証券に関する完全な情報が記載されているものではありません。